なよろエコパートナー事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、名寄市(以下「市」という。)と事業者とがパートナーシップを形成して地球温暖化問題、エネルギー問題及びごみ問題等の環境課題の解決に向けた取組を実施し、ゼロカーボンシティの実現を目指すことを目的として、協調して行うなよろエコパートナー事業(以下「エコパートナー事業」という。)の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象要件)

- 第2条 エコパートナー事業に参画する事業者(以下「エコパートナー」という。) の対象要件は、ゼロカーボンシティの実現に向けた取組を率先して実施している 事業者のうち、次の各号に掲げる条件を全て満たす事業者とする。
 - (1) 名寄市内に事業所等を有すること。
 - (2) 名寄市暴力団排除条例(平成25年名寄市名寄市条例第26号)第2条第 1号の暴力団又は同条第2号の暴力団員及びこれらと密接な関係を有するも のでないこと。
 - (3) 特定の政治、思想、宗教等の啓発をエコパートナー事業参画の目的としていないこと。
 - (4) 市税を滞納していないこと。
 - (5) 法令違反その他参画するにふさわしくない事実がないこと。

(協定の締結)

- 第3条 エコパートナー事業に参画しようとする者は、なよろエコパートナー事業 参画申込書(別記様式第1号)を市長に提出するものとする。
- 2 市長は、前項の申込があったときは、協定を締結し、エコパートナー事業に参 画することを許可するものとする。
- 3 協定の有効期間は、協定締結の日から当該年度の3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間が満了する1か月前までに、市又はエコパートナーが申出を行わないときは、有効期間が満了する翌日から1年間更新され、その後も同様とする。

(エコパートナーの取組)

- 第4条 市長は、エコパートナーに対し、次に掲げる取組を求めるものとする。
 - (1)なよろエコパートナー事業計画書(別記様式第2号)及びなよろエコパートナー事業実績報告書(別記様式第3号)の提出
 - (2)市が実施するゼロカーボン推進に係る事業等に可能な範囲で協力及び参加

(市の役割)

- 第5条 市は、市域における温室効果ガス排出量の削減及びごみの減量等の環境課題に対し率先して取り組むとともに、前条に規定するエコパートナーの取組に対して次の各号に掲げる支援を行うものとする。
 - (1)エコパートナーの取組内容及び実績を市民に周知するために、市の広報媒体への掲載などを実施
 - (2) エコパートナーであることを示す表示ステッカー等の作成及び配布
 - (3)前2号に掲げるもののほか、エコパートナーが行う取組に対する支援及び協力

(協定の解除)

- 第6条 市は、エコパートナーが、次の各号のいずれかに該当する場合には、協定 を解除することができる。
 - (1) 第2条の条件を満たさなくなった場合
 - (2) その他市長がエコパートナーとして不適当と認めた場合

(庶務)

第7条 エコパートナー事業に係る庶務は、総合政策部総合政策課において処理する。

(委任)

第8条 この告示に定めるもののほかエコパートナー事業の実施に関して必要な 事項は、市長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この告示は、令和7年10月1日から施行する。

(告示の失効)

2 この告示は、令和 13 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。